

生乳需給改善促進事業実施要綱

令和2年4月17日付け2農畜機第410号

新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンドの減少やイベント・外出の自粛等により、業務用を中心に牛乳乳製品の需要が大きく減少している。それに伴い、生乳を脱脂粉乳・バター用に仕向けることで需給調整が行われているが、過剰生産となっている脱脂粉乳の在庫数量が高水準にあるため、今後、需給調整が困難になるおそれがある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する乳業を行う者（以下「乳業者」という。）が脱脂粉乳及び全粉乳（以下「粉乳等」という。）を飼料用等へ用途変更等することによる価格差に相当する額を交付する取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第1項第1号の規定に基づき補助することとし、これにより生乳の需給調整機能を維持する体制を整え、もって酪農乳業の経営継続に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人日本乳業協会、全国乳業協同組合連合会、全国農協乳業協会、農業協同組合、農業協同組合連合会等とする。

第2 事業の内容

1 用途変更等価格差対策

生乳の需給調整機能を維持するために、事業実施主体が粉乳等を飼料用等に活用する取組及び乳業者が粉乳等を飼料用等に活用することにより生じる価格差に相当する額を乳業者に補助する取組（以下「間接補助事業」という。）について支援するものとする。

2 生乳需給改善促進対策推進事業

1の取組の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等

第3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第4 事業の要件等

1 対象となる粉乳等及びその数量

第2の1の事業の対象となる粉乳等及びその数量は、乳業者が製造した粉乳等であって、飼料用として販売したもの又は業務用輸入調製品の置換として販売若しくは活用したものとする。

2 価格差に相当する額

第2の1の乳業者及び生産者団体が粉乳等を飼料用への用途変更等することにより生じる価格差に相当する額は、別表に掲げるとおりとする。

3 価格差に相当する額の交付

間接補助事業においては、事業実施主体は、1の粉乳等の数量に2の価格差に相当する額を乗じて得られた額を、乳業者に交付するものとする。

第5 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第2の1の事業を実施するに当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取り扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、乳業者から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の生乳需給改善促進事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をし

ようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の生乳需給改善促進事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の生乳需給改善促進事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の生乳需給改善促進事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を理事長に提出するものとする。

第8 事業の推進指導

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携及び乳業者に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の生乳需給改善促進事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則（令和2年4月17日付け2農畜機第410号）

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 用途変更等価格差対策	乳業者等が粉乳等を飼料用として需要者へ販売した場合又は業務用輸入調製品の置換として販売若しくは活用した際に生じる価格差に相当する額	定額 ただし、第4の1の対象となる粉乳等1キログラム当たり、飼料用に販売した場合は315円、業務用輸入調製品との置換として販売又は活用した場合は280円以内とする。
2 生乳需給改善促進対策推進事業	事業を円滑に実施するために開催する会議の開催、調査・指導等を行うために要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度生乳需給改善促進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において生乳需給改善促進事業を下記のとおり実施したいので、生乳需給改善促進事業実施要綱第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙様式第1号の別添のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 用途変更等価格差対策				
2 生乳需給改善促進対策推進事業				
合計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第 1 号の別添

令和 年度生乳需給改善促進事業実施計画

1 用途変更等価格差対策

(単位：kg、円)

乳業者等名	変更前 用途	変更後 用途等	販売先 飼料会社等	対象となる 粉乳等の数量 ①	価格差に相当 する額 ②	事業費 (機構補助金) (③=①×②)	備考

(注 1) 事業実施主体自らが飼料用等に活用する場合は、乳業者等名の欄には事業実施主体名を書くこと。なお、乳業者等内で輸入調製品と置換える場合にあつては、販売先飼料会社等の欄に自社内置換と記載すること。

(注 2) ②の価格差に相当する額は、飼料用に販売した場合は 315 円、業務用輸入調製品と置換として販売又は活用をした場合は 280 円以内とすること。

(注 3) 備考欄には、購入元の乳業者等名を記載すること。なお、対象となる粉乳等が全粉乳の場合にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

2 生乳需給改善促進対策推進事業

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
		機構補助金	その他		
合計					

別紙様式第2号

令和 年度生乳需給改善促進事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った生乳需給改善促進事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、
生乳需給改善促進事業実施要綱第7の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう
二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度生乳需給改善促進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った生乳需給改善促進事業について、下記のとおり金 円を概算払により交
付されたく、生乳需給改善促進事業実施要綱第7の3の(2)の規定に基づき申請し
ます。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構補 助金 ④	事業費出 来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が
明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度生乳需給改善促進事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた生乳需給改善促進事業について、下記のとおり実施したので、生乳需給改善促進事業実施要綱第7の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「生乳需給改善促進事業実績報告書」のとおり
- 3 事業に要した経費及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額 (単位:円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
- (2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等
金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度生乳需給改善促進事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和
年度生乳需給改善促進事業補助金について、生乳需給改善促進事業実施要綱第9の3
の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
(返還がある場合、記載すること))

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 農畜機
第 号による額の確定通知額)

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額 (3-2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分
を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認で

きる資料も併せて提出すること)

- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

()

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

()

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料